

竜王庁舎 ZEB 化基礎調査業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年9月

甲斐市

1 業務名称

竜王庁舎 ZEB 化基礎調査業務

2 業務目的

市では、地球温暖化防止に向けて、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に取り組むことを令和 2 年 7 月に宣言するとともに、令和 5 年 4 月に国の脱炭素先行地域に選定され、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）を活用しながら、より加速的に二酸化炭素排出量の削減に向けた取組を進めることとしている。

本業務では、脱炭素先行地域内において取り組む事業のうち、竜王庁舎 ZEB 化事業の取組を推進するため、竜王庁舎において ZEB 化（ZEB Ready）を達成するために必要な改修範囲、最適な事業手法及び概算事業費等を整理の上、事業実施の方針を決定するための必要事項の整理を行うとともに、令和 7 年度以降に予定する実施設計等に円滑に着手できるような基本設計を兼ねた資料の作成を目的とする。

3 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨

本業務の実施に当たり、専門的な知識や技術を有し、市の特性に応じた優れた提案や事業実施体制により、適切な業務遂行能力のある委託業者を選定するため、公募型プロポーザル方式とするものである。

4 業務概要

(1) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

(3) 委託上限金額

13,640,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 事務局

甲斐市 脱炭素社会推進課 政策推進係

郵便番号：400-0192

住所：山梨県甲斐市篠原 2610 番地

TEL：055-267-6559 FAX：055-276-7214

E-mail：datsutansoseisaku@city.kai.yamanashi.jp

5 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であって、同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
- (2) 国、地方公共団体等による工事等請負契約又は委託契約に係る指名停止等を現に受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始又は、民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者でないこと。
- (6) 参加表明書の受付日から遡り、6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。また、それらの者から委託を受けた者でないこと。
- (8) 対面またはオンラインによる打ち合わせに常時参加できる体制を整えていること。
- (9) 参加表明書及び宣誓書等提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (10) 本業務と同種業務又は類似業務を令和元年度以降（過去 5 年間）に受注し、かつ履行した実績を有していること。

※同種業務及び類似業務の定義は次のとおりとする。

【同種業務】

- ・既存建築物の ZEB 化改修に関する基本設計又は実施設計業務

【類似業務】

- ・新築建築物の ZEB 化に関する基本設計又は実施設計業務

- (11) 一般社団法人環境共創イニシアチブの ZEB プランナー登録を受けている事業者であること。
- (12) 事業者と直接的に雇用関係がある者の中から、管理技術者として、一級建築士、建築設備士、技術士（建設部門、電気電子部門、環境部門又は衛生工学部門）、エネルギー管理士のいずれかの資格を有する者を配置すること。
- (13) 事業の実施については、必要な法的資格等を保有していること。

6 スケジュール

(1) 日程

項 目		期 限
1	実施要領の公表	令和6年9月2日（月）
2	現地見学会の受付期限	令和6年9月6日（金）午後5時まで
3	現地見学会	令和6年9月3日（火）～11日（水） まで随時
4	実施要領に関する質問受付	令和6年9月13日（金）午後5時まで
5	質問回答	令和6年9月18日（水）まで随時回答 回答は市ウェブサイトに掲載
6	参加表明書等の提出期限	令和6年9月20日（金）午後5時まで
7	企画提案書等の提出期限	令和6年9月26日（木）午後5時まで
8	プレゼンテーション審査	令和6年10月1日（火）午後
9	プレゼンテーション結果通知	令和6年10月上旬を予定
10	契約締結	令和6年10月上旬を予定

(2) 現地見学会受付

ア 現地見学会について

本業務を実施するに当たり、現地の設備状況等の把握を目的として、希望する事業者を対象に現地見学会を実施する。なお、見学については、市の業務に支障のない範囲で実施するものとする。

イ 申込

(ア) 受付日時

令和6年9月2日（月）から令和6年9月6日（金）午後5時まで

(イ) 申込方法

電子メールのみの受付とする。件名を「竜王庁舎 ZEB 化基礎調査業務に関する現地見学会申込」とし、(ウ)の申込内容を記載したものを次の送信先へ送信するものとする。

送信先

甲斐市 脱炭素社会推進課 政策推進係

TEL：055-267-6559

E-mail：datsutansoseisaku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

(ウ) 申込内容

- ・参加希望の意思表示
- ・事業者名及び見学会対応に係る担当者氏名
- ・参加人数
- ・連絡可能な電話番号、電子メールアドレス

ウ 現地見学会日時

令和6年9月11日（水）まで随時

エ その他

日程、集合場所等の詳細については、市から申込者に連絡する。

(3) 実施要領に関する質問受付及び回答

ア 質問の方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。電話、FAX、口頭及び持参等は不可とする。質問書（様式1）を使用し、件名を「竜王庁舎 ZEB 化基礎調査業務に関する質問」として、令和6年9月13日（金）午後5時までに次の送信先へ送信するものとする。

なお、他の参加者の情報等に関する質問については受け付けない。

イ 送信先

甲斐市 脱炭素社会推進課 政策推進係

TEL：055-267-6559

E-mail：datsutansoseisaku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

ウ 回答

令和6年9月18日（水）までに随時市ウェブサイトに掲載し、個別には回答しない。

(4) 参加表明書等

ア 受付期間

令和6年9月20日（金）午後5時まで（必着）

受付時間は、午前9時から午後5時までとする（ただし、土、日及び祝日は除く。）。

イ 提出方法及び提出先

次の住所への持参又は郵送とする。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地 甲斐市 脱炭素社会推進課 政策推進係

ウ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4 ファイルに綴じたものを8部（正本

1 部、副本 7 部) 提出すること。

様式 2 参加表明書及び宣誓書

様式 3-1 事業者の業務実績調書

様式 3-2 協力会社届出書 (該当する場合)

様式 4-1 業務実施体制

様式 4-2 予定技術者の業務実績調書

※有資格者の場合にあつては、保有する資格登録証等の写しを添付すること。

任意様式 参加者概要資料 (会社案内、パンフレット等)

任意様式 国、事業所所在地の都道府県及び市町村税の滞納がないことを証明できるもの (未納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書及び宣誓書等の書類提出日以前 1 か月以内に発行されたものに限る。)

※証明書の例

国税：納税証明書様式その 3 の 3

都道府県税：未納がない旨の証明書又は該当する税目の納税証明書

市町村税：未納がない旨の証明書

(5) 企画提案書等

ア 受付期間

令和 6 年 9 月 26 日 (木) 午後 5 時まで (必着)

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする (ただし、土、日及び祝日は除く。)

イ 提出方法及び提出先

次の住所への持参または郵送とする。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地 甲斐市脱炭素社会推進課 政策推進係

ウ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4 ファイルに綴じたものを 8 部 (正本 1 部、副本 7 部) 及びすべての電子データを保存した CD-R 又は DVD-R を提出すること。

様式 5 企画提案書提出届出書

任意様式 企画提案書 (A4 判 16 ページ以内とする。ただし、A3 判 1 ページは A4 判 2 ページとする。なお、提案に支障のない範囲で両面印刷すること。)

任意様式 参考見積書

エ 提出書類作成時のその他留意事項

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。提出日付は統一すること。また、企画提案書については、次の事項を含めるものとする。

項 目		内 容
1	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ ZEB 化改修範囲、事業手法・概算事業費の整理・比較の手法について、記載すること。 ・ 本業務を基に市が ZEB 化の判断や実施を行うことを想定し、ZEB 化実施に係る基礎資料及び円滑に実施設計等に着手できるような成果品の作成の考えについて、記載すること。 ・ 本業務遂行に係る調査方法及び業務スケジュールについて、記載すること。 ・ ZEB 化改修に向けたスキーム（スケジュール含む）の検討方法等について、記載すること。
2	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の実施体制について、組織図等（管理技術者以下、建築・電気・機械・構造等の配置すべき担当技術者の体制など）により具体的な連携体制等を記載すること。 ・ その他組織編成に関して提案したい事項を記載すること。
3	追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書に定める最低限の内容以外の独自の追加提案を記載すること。
4	提案価格内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に係る費用内訳がわかるもの。

オ 途中の参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、電子メールにより、件名を「竜王庁舎 ZEB 化基礎調査業務公募型プロポーザル参加辞退」とし、辞退届（様式 6）を次の送信先へ送信すること。

送信先

甲斐市 脱炭素社会推進課 政策推進係

TEL : 055-267-6559

E-mail : datsutansoseisaku@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

(6) 既存資料の提供

企画提案書の作成に当たり、次の資料を提供する。

(ア) (ウ) (エ) は電子データにより提供する。(イ) は閲覧可とする。

ア 資料名

(ア) 甲斐市が環境省より採択された脱炭素先行地域の計画提案書「“隗(甲斐)

より始めよ” 人と資源の循環モデルゼロカーボンロードで「めぐる」自然とワイナリー」

(イ) 図面（建築工事図面、電気工事図面、機械設備工事図面、構造計算書（竜王庁舎本館については、令和3年度竜王庁舎建築基準法（現行法）適合状況調査業務の成果品による））

(ウ) 電力データ（電力契約、年間電力使用量、30分デマンド値）

(エ) 令和5年度甲斐市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託報告書

イ 閲覧場所

甲斐市役所内で市が指定する場所

ウ 閲覧期間

令和6年9月2日（月）から令和6年9月20日（金）午後5時まで

（ただし土、日及び祝日は除く）

エ その他

(ア) 閲覧を希望する場合は、事前に市と日時等を協議すること。

(イ) 閲覧日時の協議については電話で構わない。

055-267-6559（脱炭素社会推進課直通）

(ウ) 資料は、技術提案書作成以外の目的で使用しないこと。

(エ) 閲覧当日は、社員証及び身分を証明するもの（免許証等）を持参すること。

(オ) 電子データの提供を希望する場合は、次のアドレスに連絡すること。

datsutansoseisaku@city.kai.yamanashi.jp

脱炭素社会推進課政策推進係

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

7 審査及び審査結果の通知と公表

(1) 審査方法

提案の審査に当たっては、竜王庁舎 ZEB 化基礎調査業務公募型プロポーザル審査委員会を開催し、提出された企画提案書等に記載された提案内容について審査基準に基づいて審査を行う。

審査委員が企画提案書等について評価した点を合計したものを審査点（150点満点）とし、各審査委員における審査点が最も高い者から順位を付けた後、当該順位で第1位を得た数が多い順に参加者順位を付け、第1位の者を最優秀提案者、第2位の者を優秀提案者として選定する。

ただし、順位決定を行う際、同順位が複数ある場合は、同順位の者のうち参加者順位第2位を最も多く得た参加者を上位として扱う。さらに同数の場合は、各審査委員の審査点の合計（以下「総合審査点」という。）が最も多い参加者を上位として扱う。

参加者が1者のみだった場合については、本業務が脱炭素先行地域内の取組に係る事業計画に関連して、可及的速やかな事業実施を求められることから、再公募は行わず、総合審査点が満点の7割以上であることを条件として、審査委員の協議により、その提案者を最優秀提案者とする。

(2) プレゼンテーション

ア 日時

(ア) 実施日 令和6年10月1日(火)

(イ) 場所 甲斐市役所本館3階 大会議室(山梨県甲斐市篠原 2610 番地)

イ 実施方法

(ア) 所要時間は1者当たり40分以内。(説明20分、質疑応答20分程度)

(イ) 録音録画禁止。

(ウ) 提出された企画提案書等以外の使用は認めない。ただし、企画提案書等をプロジェクタに投影し、プレゼンテーションすることは可能とする。

(エ) プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、プロジェクタ、HDMIケーブル及びスクリーンは本市が用意する。その他必要なパソコン等の端末機器は、参加者が用意すること。

(オ) プレゼンテーションの出席人数は最大3名までとする。

(カ) 各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込の提出順とする。

(キ) プレゼンテーションの開始時間は別途メールにて通知する。

(ク) 参加者は他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(ケ) 参加者が指定の時間に遅れた場合は審査対象としない。

(3) 審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果は、提案者全てに文書で通知する。また、市ウェブサイトにおいて、審査結果概要として、参加者名、参加者ごとの審査点順位第1位の数、最優秀提案者の名称及び総合審査点を公表するものとする。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要領に違反すると認められる場合

オ 参加者の要件を満たさなくなった場合

8 受託候補者との協議及び契約の締結

最優秀提案者を受託候補者とし、市との協議により、企画提案内容を踏まえ、業務の詳細な内容を調整し、決定する。協議により、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加し、変更し、又は削除する場合がある。また、これにより、委託上限金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

協議成立後、市と受託候補者との間で随意契約を締結する。

なお、受託候補者が本件の契約を辞退した場合、契約締結前に参加資格を失った場合又は虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とし、優秀提案者を新たに受託候補者とする。

9 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に係る書類の作成及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、最優秀提案者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で本市に帰属するものとする。また、市は参加者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(4) 市からの提出資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 参加者の複数提案等の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。また、協力会社においても、1つの企画提案しか協力することができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とする。

(8) 関係法令等の遵守

受注者は、本事業の実施に当たり関係する法令等を遵守しなければならない。